



那須烏山市立烏山小学校いじめ防止基本方針

那須烏山市立烏山小学校

【学校教育目標】

心豊かでたくましく、知性と実践力に富んだ児童を育成する。

【目指す教育像】

【児童像】

- 自ら進んで学ぶ子ども
- 友達を思いやる子ども
- 生命を大切にする子ども
- 夢をもって生活する子ども

【学校像】

- 児童や教師にとって居がいがあり、楽しく、保護者や地域から信頼される学校
- 楽しい学校 ○活力のある学校 ○信頼される学校

【教師像】

- 自信と誇りをもって子どもたちと向き合える教師
- 人間性豊で信頼される教師
- 幅広い視野と確かな指導力をもった教師
- 教育的愛情と使命感をもった教師

【いじめ問題に対する学校目標】

いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに学校をあげて取り組む
※教師間で情報を共有し、同僚性を高めて問題解決に当たる。

【地域・PTA との連携】

PTA 役員
学年 PTA
学校運営協議会委員
主任児童委員
民生委員等

【いじめ防止連絡協議会】〔定期開催〕

〔目的〕 学校基本方針を始めとした、いじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

〔委員〕 校長・教頭・教務主任・学年主任・学級担任・児童指導主任・養護教諭・道徳教育推進教師・教育相談担当・特別支援教育コーディネーター・人権教育主任・学習指導主任・スクールカウンセラー・スクールサポーター・学校評議員・PTA代表・児童会代表

【いじめ対策委員会】〔随時開催〕

〔目的〕 いじめが起きた時、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応を図る。

〔委員〕 校長・教頭・学年主任・学級担任・児童指導主任・養護教諭・教育相談担当・その他関係の深い教職員・スクールカウンセラー・必要に応じて市教育委員会や外部の専門家等

【関係機関との連携】

那須烏山市教育委員会
那須烏山市こども課
那須烏山警察署
県北・県央児童相談所
塩谷南那須教育事務所

【いじめの未然防止】（※学校いじめ防止プログラム参照）

「いじめ」はどの学校でもどのクラスでも起こり得るという認識のもと、好ましい人間関係を築き、豊かな心の育成に取り組めます。

- 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

＜相談窓口：教頭＞

【いじめの早期発見】（※早期発見・事案対処マニュアル参照）

いじめを早期発見することが、早期解決に繋がるという認識のもと、児童へのアンケート、児童との教育相談、職員間での情報交換・情報共有などにより情報を収集します。

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

【いじめの早期解決】（※早期発見・事案対処マニュアル参照）

問題を軽視することなく、早期解決のために適切な対応を行うという認識のもと、被害児童の苦痛緩和を最優先とした対応を行います。

- いじめられている児童を徹底的に守り通します。
- いじめられている児童や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。